

入院時食事療養費の標準負担額（患者負担額）

令和7年4月1日改定

～70歳未満の方～

入院時1食あたりの標準負担額

区 分		1食あたり
一般の方		510円
小児慢性疾患患者、指定難病患者（低所得者以外）		300円※
住民税非課税世帯の方で、 過去1年間の入院日数が	90日以下	240円
	90日超え	190円

※小児慢性疾患患者様のご負担は1/2となります（1/2は公費負担）

.....

～70歳以上の方～
（障害のある65歳以上の方）

入院時1食あたりの標準負担額

区 分		1食あたり
一般の方		510円
指定難病患者（低所得者以外）		300円
住民税非課税世帯の方で、 過去1年間の入院日数が	90日以下	240円
	90日超え	190円
住民税非課税世帯に属し、かつ所得が 一定基準に満たない方		110円

入院時食事療養費及び入院時生活療養費の「標準負担額」

療養病棟

《入院時食事療養費》

65歳未満の方

入院時1食あたりの標準負担額

令和7年4月1日改定

区 分		1食あたり
一般の方		510円
指定難病患者（低所得者以外）		300円
住民税非課税世帯の方で、過去1年間の入院日数が	90日以下	240円
	91日以上	190円

《入院時生活療養費》

65歳以上の方の食費及び居住費(高熱水費)

入院時生活療養費の標準負担額

令和7年4月1日改定

区 分	医療の必要性の高い方 (医療区分Ⅱ・Ⅲの方)	医療の必要性の低い方 (医療区分Ⅰの方)
① 一般の方	(食 費) 1食につき510円 (居住費) 1日につき370円	(食 費) 1食につき510円 (居住費) 1日につき370円
② 指定難病の方	(食 費) 1食につき300円 (居住費) 1日につき370円	—————
③ 住民税非課税世帯に属する方等(④、⑤以外の方)	(食 費) 1食につき240円 過去1年間の入院日数が 90日超の場合 190円 (居住費) 1日につき370円	(食 費) 1食につき240円 (居住費) 1日につき370円
④ ③のうち、所得が一定の基準に満たない方等(⑤以外の方)	(食 費) 1食につき110円 (居住費) 1日につき370円	(食 費) 1食につき140円 (居住費) 1日につき370円
⑤ ③のうち、指定難病の方、老齢福祉年金受給者、境界層該当者の方	(食 費) 1食につき110円 (居住費) 1日につき 0円	(食 費) 1食につき110円 (居住費) 1日につき 0円

- ・ 上記の③に該当する方は、加入している医療保険の保険者の発行する、減額認定書又は、マイナカードに紐づけされた減額認定区を、当院窓口にご提出いただくことにより減額が受けられます。